

ステーブルコインの現状と展望

2026 年 10 月

野村アセットマネジメント資産運用研究所

研究員 山口智子

要 約

- ステーブルコインは、一般的には特定の資産に連動して価値の安定をはかるデジタルアセットとされている。暗号資産取引以外に送金や決済にも利用されているが、その価値が常に維持されているとは限らない。
- ステーブルコインの普及は、送金や決済の迅速化・低コスト化に加え、金融商品や資産運用に係るビジネスの広がりにもつながる可能性がある。
- 各国・地域で制度整備が進み、日本でも円建てステーブルコインの提供や実証実験が進展している。
- 一方、ステーブルコインにはデベッグ等の様々なリスクがあることから、国際機関は適切な規制・監督を求めている。
- ステーブルコインを含む金融システムの変化を見据え、企業には顧客ニーズや規制・技術の変化を踏まえた柔軟な対応が求められる。

当資料は資産運用市場の内容を基に情報を開示することを目的として野村アセットマネジメントが作成したものです。投資勧誘を目的とした資料ではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しております。当資料に示された内容等は、当資料作成日現在の当社の見解であり、事前の連絡なしに変更されることがあります。当資料中のいかなる内容も将来の投資収益を示唆しないし保証するものではありません。また特定の銘柄の推奨や売買等を示唆するものではありません。

I はじめに

近年、ステーブルコインは、暗号資産市場における取引手段としての役割にとどまらず、送金・決済インフラの高度化に資するものとして注目を集めている。価格変動の大きい暗号資産とは異なり、特定の資産または指標を参照し、価値の安定を図る仕組みを有することから、クロスボーダー決済やリテール決済への活用が期待されている。一方、ステーブルコインには、デベッグ、償還・流動性リスク、準備資産の管理・運用、AML/CFT¹対応等の課題も存在し、その適切な規制や制度設計をめぐる、各国・地域で議論が進んでいる。また、ステーブルコインの普及は、発行・流通の領域にとどまらず、準備資産の管理・運用や、トークン化された金融商品の発行・流通を通じて、金融機関の業務や金融関連ビジネスにも影響を及ぼす可能性がある。[5][7]

こうした状況を踏まえ、本稿では、ステーブルコインの定義、仕組み、主な種類、代表的なステーブルコインおよび歴史を整理したうえで、その用途と関連動向、日本を含む主要国・地域の動向、リスクと課題等を概観する。最後に、ステーブルコインの今後の展望と企業に求められる対応について考察する。

なお、本稿は、2026 年 6 月までに公表された情報に基づいている。

II ステーブルコインとは

ステーブルコインにはさまざまな定義があり、統一された定義はないが、一般的には特定の資産に連動して価値の安定をはかるデジタルアセットとされている。Bitcoin 等の値動きが激しい従来型の暗号資産とは異なり、価格の安定性を実

現するように設計されているため、主に送金や決済の手段として利用されている。[1][2]

1. 基本構造と価値安定の仕組み

多くのステーブルコインは、法定通貨に 1:1 で連動するように設計されており、「1 コイン≒1 米ドル」「1 コイン≒1 円」といった形で価値の安定が図られている。仕組みとしては、発行体がステーブルコインの発行額に見合う準備資産を保有し、ユーザーからの償還請求に応じられる体制を整えることで、価値の裏付けを確保している。法定通貨型ステーブルコインの場合、ステーブルコインのユーザーは、ステーブルコインの発行体に法定通貨を渡してステーブルコインを受け取る。発行体は受け取った法定通貨を準備資産として保有し、発行済みステーブルコインと準備資産の価値が 1:1 となるよう運営する。ユーザーから償還を求められた場合、発行体は法定通貨と交換して償還させる（図表 1）。また、実際の需要と供給から生じる価格差を利用して利益を得る裁定取引によっても、価値が安定する。例えば、1 米ドルにペッグしたステーブルコインがセカンダリー市場では 1 米ドル未満で取引されている場合、ユーザーはそのステーブルコインを購入し、1 米ドルで償還させて差益を得るメリットが生じるだろう。このような裁定取引によって価格が 1 米ドルに収束し、価値が安定することが期待される。ステーブルコインは、基本的にこのような仕組みによって価値の安定化を図っているが、想定外の事象の発生や発行体の信用リスクの高まり等がある場合にはうまく機能しないこともあるため、常に完全な 1:1 が維持されているわけではない。[1][4][5][6][7]

¹ AML（Anti-Money Laundering：マネーロンダリング防止・対策）、CFT（Countering the Financing of Terrorism：テロ資金供与の防止・対策）

図表 1：ステーブルコインの基本的な仕組み（例：法定通貨担保型）



（出所）野村資本市場研究所 江夏 あかね、坂上 聖奈、「ステーブルコインの安定性評価と信用格付け-S&P グローバルとムーディーズを中心に-」（https://www.nicmr.com/ja/report/capitalmarket/report_vol29-4/main/011111/teaserItems1/015/link/2026spr06.pdf）を基に野村アセットマネジメント資産運用研究所作成

2. 主な種類

ステーブルコインの主な種類として、法定通貨担保型、暗号資産担保型、無担保アルゴリズム型、商品担保型の4種類が挙げられる。法定通貨担保型は、発行されたステーブルコインの価値と同額の法定通貨、または流動性の高い資産を担保としている。一般に価格の安定性が高く、他の種類と比べて信頼性が高いことから、最も普及している。暗号資産担保型は、複数の暗

号資産を預け入れ、その担保価値を下回る額でコインを発行するが、暗号資産市場の価格変動によって担保価値が下がるリスクを抱える。無担保アルゴリズム型は、特定の資産を担保とせず、アルゴリズムによる供給量の調整等を通じて価値の維持を図る。担保を必要としないため柔軟性が高い一方、価格維持の仕組みが十分に機能しなくなるリスクも高い。商品担保型は、金や銀等の実物資産を担保とし、実物資産の価格に連動する（図表2）。[3][7]

図表 2：ステーブルコインの主な種類

種類	内容	代表的なもの
法定通貨担保型	・発行されたステーブルコインの価値と同額の法定通貨、高流動性資産を担保とする ・最も普及しているタイプで、他と比べて価格安定性と信頼性が高いとされている	USDT、USDC、JPYC、JPYSC
暗号資産担保型	・暗号資産を担保とするが、暗号資産の価格変動リスクに備えて過剰担保が必要 ・暗号資産の価格変動によって担保価値が急落するリスクあり	USDS、DAI、LUSD、bitUSD
無担保アルゴリズム型	・特定の資産を担保とせず、アルゴリズムと市場操作で価値を維持 ・アルゴリズムの設計に依存するため、ハイリスク	FRAX、USDD
商品担保型	・金や銀などの実物資産を担保とする	XAUt、PAXG

（出所）金融庁、「ステーブルコインの健全な発展に向けた分析調査研究報告書 令和7年3月 デロイト トーマツ コンサルティング合同会社」（https://www.fsa.go.jp/policy/bgin/ResearchPaper_dtc_ja.pdf）を基に野村アセットマネジメント資産運用研究所作成

図表 3 : USDT と USDC の比較表

	USDT	USDC
特徴	最大シェアを持つステーブルコイン	シェア第 2 位のステーブルコイン
発行年	2014	2018
発行会社	Tether社	Circle社
分類	法定通貨担保型	法定通貨担保型
連動通貨	米ドル	米ドル
S&P評価※ 1	米ドルとのペッグを維持する能力 : 5 (弱い)	米ドルとのペッグを維持する能力 : 2 (強い)
準備資産	現金、現金同等物およびその他の短期 預金为主だが、暗号資産や貴金属等も 含む※ 2	現金および米国短期国債が中心 資産の大部分はブラックロックが管理する 「Circle Reserve Fund」で保有
ガバナンス	中央集権的	中央集権的

※ 1 S&P Global, Stablecoin Stability Assessment (USDT : 2025/11/26、USDC : 2025/12/18)

2026 年 6 月時点確認

※ 2 Tether, TRANSPARENCY, Most recent Reserves report as of June 30,

Reserves Breakdown as of the last Reserves Report 2026 年 6 月時点確認

(出所) 各種資料をもとに野村アセットマネジメント資産運用研究所作成

3. 代表的なステーブルコイン

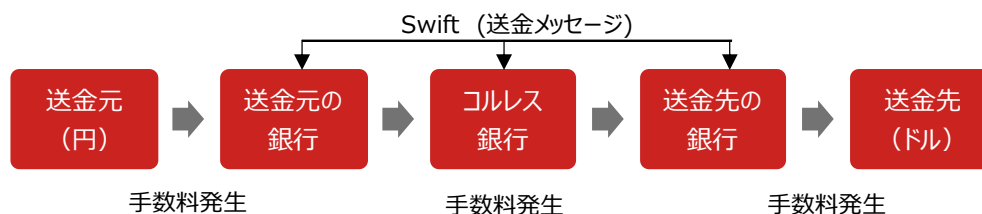
代表的なステーブルコインは USDT と USDC で、2026 年 5 月末時点の全ステーブルコイン時価総額 約 3,200 億米ドルのうち 8 割超を USDT と USDC が占めている²。USDT は Tether 社が 2014 年に発行したステーブルコインである。高い流動性と世界的な普及を背景に、新興国の送金手段や、暗号資産市場の基軸的な取引手段として広く利用されている一方、情報開示の不足が指摘されている。USDC は 2018 年に Circle 社と Coinbase 社が共同で発行を開始したステーブルコインで、規制を遵守し、透明性と安全性を重視しているため、世界の大手金融機関等で採用されている (図表 3)。^{[7][8]}

4. 歴史

2014 年に bitUSD や USDT 等のステーブルコインが誕生した。さまざまなステーブルコインが流通するなか、2019 年に Facebook (現 Meta) が主要国の法定通貨に連動する独自のステーブルコイン「リブラ」構想を公表した。これを契機にステーブルコインへの注目が国際的に高まり、各国で制度面の検討が進められるようになった。しかし、2022 年にアルゴリズム型ステーブルコイン Terra USD (UST) の高利回りプラットフォームにおける金利引き下げを受けて、UST のパニック売りが拡大して価格が暴落した。UST の価格維持の仕組みが破綻したことは、暗号資産市場全体に大きな影響を与えた。さらに翌 2023 年には、Circle 社の資金の預入先だった Silicon Valley Bank の破綻を契機として USDC が一時的に米ドルペッグを喪失した。これにより、ステーブルコインに対する信認や、その安定性をめぐる課題が改めて浮き彫りになった。^{[4][5][6][7][8][9]}

² BIS, graph2 III. Anchoring trust in money: innovation beyond stablecoins, Annual Economic Report 2026, 28 June 2026
<https://www.bis.org/publ/arpdf/ar2026e.htm>

図表 4：伝統的な国際送金プロセス



（出所）各種資料をもとに野村アセットマネジメント資産運用研究所作成

Ⅲ 用途・関連動向

1. 用途

もともとステーブルコインは、価格変動の大きい暗号資産の売買や待機資金、相場変動時の退避先として利用されてきた。その後、ブロックチェーンを活用した送金手段としての利便性が注目され、国際送金やリテール決済等、実世界における活用が広がっている。なかでも、クロスボーダー決済・送金は代表的な用途である。通常、企業間の高額送金では SWIFT（国際銀行間通信協会）³を使用するが、送金元と送金先の間にコルレス銀行⁴を中継するため、さまざまな手数料や時間がかかる（図表 4）。これに対し、ステーブルコインを活用する場合、仲介する銀行を挟まないため、24 時間 365 日、比較的迅速かつ低コストに資金移動を行いやすい。
[2][3][7][9][12]

2. 関連動向

ステーブルコインは、決済・送金手段としての利用にとどまらず、準備資産の管理・運用やトークン化金融商品の提供を通じて、金融商品・資産運用関連ビジネスにも影響を及ぼしている。例えば、法定通貨担保型ステーブルコインでは、発行残高の増加に伴い、裏付けとなる準備資産として、短期米国債、政府 MMF⁵、現金同等物等の需要が高まる。USDC の準備資産については、BlackRock が Circle Reserve Fund を通じて、短期米国債や現金同等物等の安全資産を中心とする運用の枠組みを提供している。また、Franklin Templeton は Franklin OnChain U.S. Government Money Fund を展開しており、ブロックチェーン上での持分管理や、オンチェーンでの保有・移転が可能となっている。[10][13][14][15]

このように、ステーブルコインの普及に伴い、準備資産の運用・管理に加え、トークン化された短期金融商品の提供等、新たな金融関連ビジネスが広がる可能性がある。

なお、ステーブルコインを保有することで利息が付与されるように見える場合があるが、基本的に、ステーブルコイン自体が直接利回りを生むよう

³ 金融機関の送金や決済に利用される安全なネットワークを提供する国際組織

⁴ 自国の銀行が直接口座や送金網を持っていない外国で、代わりに送金や決済を取り次ぐ銀行

⁵ Government Money Market Fund：総資産の 99.5%以上を現金、政府証券、および/または現金もしくは政府証券を担保とするレポ取引に投資している MMF
SEC 54. Q. Does rule 35d-1 (the "Names Rule") apply to a money market fund that includes the term "government" in its name?
<https://www.sec.gov/files/2014-money-market-fund-reform-frequently-asked-questions.shtml>

に設計されているわけではなく、レンディングや運用サービス等、別の仕組みによるものである。

[16]

IV 主要国・地域の動向

1. 米国

米国では、2025 年にトランプ氏が大統領に就任して以降、暗号資産を取り巻く政策環境が大きく変化した。同年、トランプ大統領は大統領令「デジタル金融技術における米国のリーダーシップの強化」⁶に署名した。これにより、米ドル建てステーブルコインを促進する姿勢が明確に示され、米ドル建てステーブルコインの普及を通じた米ドルの主権や国際的地位の維持・強化が目的の一つとして掲げられた。2025 年 7 月には、GENIUS 法案⁷、CLARITY 法案⁸、反 CBDC（中央銀行デジタル通貨）監視国家法案⁹という、暗号資産に関する主要 3 法案が連邦議会上院で集中的に審議され、可決された。このうち、GENIUS 法は、決済用ステーブルコインに関する包括的な規制の枠組みを導入するものであり、大統領の署名を経て同月に成立した。このように、米国では米ドル建てステーブルコインの発展を後押しする政策姿勢が鮮明となっている。一方、ステーブルコイン保有者に対する利息その他の報酬の付与をめぐる銀行業界等から反発があり、関連法案をめぐる審議が続いている。[2][3][8][18]

2. 欧州その他

EU では、2023 年に MiCA（The Markets in Crypto Assets Regulation：暗号資産市場規制）が成立し、2024 年に完全施行された。MiCA は、ステーブルコインを含む暗号資産の発行や取引、暗号資産サービス提供者の業務、不公正取引等を包括的に規制する枠組みである。一方、ECB（欧州中央銀行）はステーブルコインの普及に対しては慎重な姿勢を示している。

英国やアジア等においても、ステーブルコインに関する規制の整備が進んでいる。各国・地域の制度は FSB（金融安定理事会）の同ビジネス・同リスク・同ルール原則を適用するという国際原則を共有しつつも、それぞれの法体系や政策目的の違いを反映し、多様な設計となっている。そのため、国際的に整合性のある規制や枠組みの構築が求められている。[2][8][17]

V 日本の動向

日本では、暗号資産を取り巻く環境の変化を受けて、段階的に制度整備が進められてきた。2023 年には、改正資金決済法が施行され、一定の要件を満たすステーブルコインを「電子決済手段」として定義し、その発行主体を銀行、資金移動業者および信託会社に限定するとともに、流通を担う仲介者にも登録制度が導入された。さらに 2025 年に改正された資金決済法では、媒介のみを行う新たな仲介業が新設されたほか、暗号資産交換業者等に対する資産の国内保有命令の導入、信託型ステーブルコインの

⁶ Presidential Actions.Strengthening American Leadership in Digital Financial Technology

⁷ ステーブルコインに係る包括的な規制の枠組み

⁸ デジタル商品に対する包括的な規制の枠組み

⁹ 金融取引のプライバシー保護の観点から FRB（連邦準備制度理事会）による CBDC（Central Bank Digital Currency：中央銀行デジタル通貨）の研究・開発・発行や金融政策への利用等を禁止

図表 5 : JPYC、JPYSC の比較

	JPYC	JPYSC
基本的な位置づけ	円建てステーブルコイン	円建てステーブルコイン
発行体	JPYC株式会社（資金移動業者）	SBI新生信託銀行（信託銀行）
法的スキーム	1号電子決済手段	3号電子決済手段
価値	円と1:1	円と1:1
裏付け資産	日本円預金・日本国債	銀行預金・日本国債
発行・償還上限	あり（1回100万円）	なし

（出所）各種資料をもとに野村アセットマネジメント資産運用研究所作成

裏付け資産に係る管理・運用方法が柔軟化されるなど、流通の円滑化と利用者保護の強化が図られた。こうした制度整備に加え、金融庁は2025年に、「FinTech 実証実験ハブ」の枠組みの下で「決済高度化プロジェクト（PIP：Payment Innovation Project）」を立ち上げた。このプロジェクトでは、3メガバンクグループが参加する円建てステーブルコインの共同発行に関する実証実験、オンチェーンでの証券決済に向けた取組み、トークン化預金を複数の銀行間で移転する仕組みの構築に向けた取組みを支援している。

また、2025年8月には、JPYC社が資金移動業者として登録され、同年10月には国内資金移動業者が発行する初の日本円建てステーブルコイン「JPYC」の提供が開始された。さらに、2026年6月には、SBIグループが国内初とする信託型の円建てステーブルコイン「JPYSC」の提供を開始した。

このように、日本におけるステーブルコインの活用は、制度面・実務面の両面で本格的に進展しはじめている。（図表5参照）[2][8][11][19][20][21]

Ⅵ リスクと課題・主要機関の見方

1. リスクと課題

ステーブルコインには従来にない利便性がある一方で、さまざまなリスクや課題も存在する。第一に挙げられるのは、デベッグのリスクである。本来は法定通貨等に連動するよう設計されていても、担保不足や取り付け騒ぎ等から想定されたペッグ価値から価格が乖離するリスクである。アルゴリズム型ステーブルコイン UST の脆弱性が露呈し暗号資産市場全体に対し影響を与えたことや Silicon Valley Bank の破綻を契機とする USDC の一時的な米ドルペッグの喪失は、その代表例である。また、ペッグ価値を維持するための設計はステーブルコインによって違うため、デベッグするリスクもステーブルコインごとに異なる。第二に、償還・流動性リスクがある。ステーブルコインでは、利用者が必要に応じて法定通貨等へ償還できることが重要である。しかし、裏付け資産の価値が低下した場合や、裏付け資産を速やかに換金できない場合、償還請求が急増した場合等には、利用者からの償還請求に対して円滑に応じられないおそれがある。第三に、準備資産の適切な管理・運用に関するリスクである。準備資産が十分に保有されているか、発行体の固有財産と適切に分別管理されているか、また発行体が適切なガバナンスやリスク管理体制を有してい

るかといった点は、ステーブルコインに対する信認に直結する。しかし、これらを外部から検証することは容易ではない。第四に、AML/CFT 上のリスクがある。ステーブルコインは非対面でグローバルな送金などが可能である。また、技術的に一定の匿名性を確保できるため、マネーロンダリングやテロ資金供与に悪用されるおそれがある。このため、発行・流通・償還の各段階において、リスクに応じた適切な規制・監督等が求められる。第五に、オペレーショナルリスクがある。サイバー攻撃や不正アクセス、ブロックチェーン、関連システムの障害や不具合等は、利用者資産の不正流出や毀損、送金や決済の停止・遅延につながる可能性がある。このほか、各国・地域における制度の違いや規制変更の可能性、AI エージェントの普及に伴う取引の増加と取引構造の変化、量子コンピュータの進展に伴う既存の暗号技術の安全性低下といったリスク等が指摘されている。

[3][4][5][7][9][22][26]

このように、ステーブルコインは送金・決済手段として高い利便性を有する一方、価値の安定性の維持、償還の確実性、準備資産の透明性、AML/CFT、サイバーセキュリティ対応等、多方面にわたるリスクを適切に管理する必要がある。

2. 国際金融・金融規制分野の 主要機関の見方

国際金融・金融規制分野の主要機関は、ステーブルコインをどのように評価しているのだろうか。

BIS（国際決済銀行）は、ステーブルコインに一定の技術的可能性や需要があることを認める一方、通貨に求められる単一性、弾力性、健

全性の3要件を満たしておらず、金融システムの中核になりにくいとしている。IMF（国際通貨基金）も、ステーブルコインが決済の効率化に資する可能性を認める一方、マクロ金融の安定性や金融の健全性等に関わるリスクを伴うほか、特に新興国や発展途上国では、資本移動の変動性を高める可能性がある」と指摘している。FSB（金融安定理事会）は、同ビジネス・同リスク・同ルール原則に基づき、ステーブルコインがもたらす金融安定上のリスクに応じた規制・監督に加え、国や分野を越えた協力や情報共有を求めている。FATF（金融活動作業部会）は、各国に対し、ステーブルコインが有するAML/CFT上のリスクに応じた対策を講じるよう促している。

[23][24][25][26]

このように、国際金融・金融規制分野の主要機関は、ステーブルコインの可能性を認めつつも、それぞれの立場から慎重な姿勢を示している。

VII おわりに

ステーブルコインは今後、単なる暗号資産の取引に用いられる一手段にとどまらず、決済、資産運用、流動性供給を支える金融インフラの一部として位置付けられていくことが予想される。また、スマートコントラクト¹⁰等と組み合わせることで、あらかじめ定めた条件に応じて支払いや資金移転を自動的に実行するプログラマブルな決済¹¹にも活用できる可能性がある。さらに、準備資産の管理・運用、企業によるステーブルコインを活用した余剰資金の管理、トークン化された金融商品の提供、カストディ業務、AML 対応等、ステーブルコインに関連する金融サービスや業務が広がる可能性がある。もっとも、ステーブル

¹⁰ プログラムによる決済の自動実行

¹¹ 決済に関する条件や処理手順をプログラムに組み込み、条件が満たされた場合に支払いや資金移転を自動的に実行する仕組み

コインはあくまで金融システムを構成するツールの一つである。今後は、金融システムのどのレイヤーが価値の創出を担うのか、また、どのような規格や制度が標準となるのか、より重要になると考えられる。一方、トークン化資産の決済手段としては、ステーブルコイン以外にも、銀行預金をトークンの形で利用できるようにしたトークン化預金¹²や、中央銀行が発行するデジタル通貨である CBDC が選択肢となる可能性がある。これらの役割分担は、制度や技術の進展に応じて変化していくものとみられる。ステーブルコインの普及が進む背景には、ブロックチェーン技術やトークン化を活用した金融システムの変革があり、その流れは今後も続くと思われる。企業には、さまざまなリスクを考慮しつつ、顧客ニーズの変化、規制・制度の変更、技術革新等を的確に捉え、柔軟に対応することが、これまで以上に求められるだろう。[2][3][9][27][28]

参考文献

- [1]金融庁、「資料 3-2 金融審議会 資金決済ワーキング・グループ 報告 2022 年 1 月 11 日」、2026 年
(https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/soukai/siryoku/20220131/3-2.pdf)
- [2]牛田 遼介/柳瀬 将、2026 年、「香港・米国・日本のステーブルコイン規制-制度アーキテクチャの俯瞰-」『証券アナリストジャーナル』2026 年 2 号
(https://www.saa.or.jp/learning/journal/each_title/2026/02.html)
- [3]日本銀行決済機構局長 武田 直己、「【講演】技術革新と地政学リスクの下での通貨・決済システムの未来 2025 年度 FISC エグゼクティブセミナー講演 2025 年 7 月 31 日」、2026 年
(https://www.boj.or.jp/paym/release/p_rel250731a.htm)
- [4]NTT DATA、「WG4 ディスカッション資料 ステーブルコイン ステーブルコインの技術面での現況について 2025.3.25 株式会社 NTT データ次世代決済技術推進室」、2026 年
(https://www.boj.or.jp/paym/digital/d_forum/wg4/dfo250718a.pdf)
- [5]野村資本市場研究所 小立 敬、2026 年、「ステーブルコインの価値はなぜ安定的か？ - 安定化のメカニズムとディベッグ-」『野村資本市場クォーターリー』2026 年 春号
(https://www.nicmr.com/ja/report/capitalmarket/report_vol29-4/main/012/teaserItems1/015/link/2026spr04.pdf)

¹² ブロックチェーン等の技術を活用し、銀行預金をデジタル上で取り扱えるようにしたもの

[6]野村資本市場研究所 江夏 あかね、坂上 聖奈、2026 年、「ステーブルコインの安定性評価と信用格付け-S&P グローバルとムーディーズを中心に-』『野村資本市場クォーター』2026 年 春号

(https://www.nicmr.com/ja/report/capitalmarket/report_vol29-4/main/011111/teaserItems1/015/link/2026spr06.pdf)

[7]金融庁、「ステーブルコインの健全な発展に向けた分析調査研究報告書 令和 7 年 3 月 デロイト トーマツ コンサルティング合同会社」、2026 年

(https://www.fsa.go.jp/policy/bgin/ResearchPaper_dtc_ja.pdf)

[8]金融庁 長官 伊藤豊、「暗号資産・ステーブルコインなど金融の新潮流 2025 年 10 月 20 日」、2026 年

(<https://www.fsa.go.jp/common/conference/danwa/20251020.pdf>)

[9]井上哲也著、2026 年、「デジタル円とステーブルコインの衝撃 これから銀行・通貨はどうなるのか?」、日本経済新聞出版

[10]IMF, Working Paper Stablecoin Shocks, Eugenio Cerutti, Melih Firat, Martina Hengge, and Takaaki Sagawa WP/26/44 2026MAR, 2026 年

(<https://www.imf.org/-/media/files/publications/wp/2026/english/wpiea2026044-source-pdf.pdf>)

[11]金融庁、「イノベーション推進に向けた金融庁の取組み」、2026 年

(<https://www.fsa.go.jp/policy/bgin/innovationtop.html>)

[12]一般社団法人 全国銀行協会、全銀協の活動を知りたい方、「Swift (スィフト)」、2026 年

(<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/efforts/system/swift/>)

[13] BlackRock, Circle Reserve Fund - Institutional: USDXX, 2026 年

(<https://www.blackrock.com/cash/en-us/stream-document?stream=reg&product=L-CIRRF&shareClass=Institutional&documentId=2041739%7E2041738%7E2388619&iFrameUrlOverride=%2Fcash%2Fliterature%2Fprospectus%2Fprocrf-us.pdf>)

[14] CIRCLE, Transparency & stability, 2026 年

(<https://www.circle.com/transparency>)

[15] FRANKLIN TEMPLETON, FOBXX Franklin OnChain U.S. Government Money Fund, 2026 年

(<https://www.franklintempleton.com/investments/options/money-market-funds/products/29386/SINGLCLASS/franklin-on-chain-u-s-government-money-fund/FOBXX>)

[16] BIS, Stablecoin-related yields: some regulatory approaches by Denise Garcia Ocampo, 2026 年

(<https://www.bis.org/publications/fsi-brief-27-stablecoin-related-yields-some-regulatory-approaches>)

[17] ECB, SPEECH Stablecoins and the future of money: separating functions from instruments Speech by Christine

Lagarde, President of the ECB, at the Banco de España LatAm Economic Forum in Roda de Bará, Spain Roda de Bará, 8 May 2026, 2026 年

(<https://www.ecb.europa.eu/press/key/date/2026/html/ecb.sp260508~dd909fbed1.en.html>)

[18]金融庁、「金融審議会 第2回 暗号資産制度に関するワーキング・グループ 資料3 事務局説明資料（米国暗号資産関連法案の動向）2025年9月2日」、2026年

(https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/angoshisanseido_wg/gijishidai/20250902/03.pdf)

[19]金融庁、令和8年5月22日「令和7年資金決済法改正に係る政令の公布及びパブリックコメントの結果等について」、2026年

(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20260522/20260522.html>)

[20]JPYC、プレスリリース 2025/8/18、「【国内初】日本円建てステーブルコイン発行へー資金移動業者の登録を取得」、2026年

(<https://corporate.jpyc.co.jp/news/posts/first-yen-stablecoin-jpyc>)

[21]SBI Holdings、ニュース 2026年6月24日、「SBIグループおよび Startale Group による、国内初の信託型円建てステーブルコイン「JPYSC」の提供開始に関するお知らせ～SBI VCトレードの口座内限定で先行提供を開始。関係法令・税務実務等が整理され次第パブリックチェーン上での流通へ移行～」、2026年

(https://www.sbigroup.co.jp/news/2026/0624_16425.html)

[22]日本銀行 日本銀行副総裁 氷見野 良三、「通貨の単一性と中央銀行の役割― 日本

金融学会 2026 年度春季大会における講演 2026 年 5 月 16 日」、2026 年

(https://www.boj.or.jp/about/press/koen_2026/data/ko260516a2.pdf)

[23] BIS, Annual Economic Report 29 June 2025 III. The next-generation monetary and financial system, 2026 年

(<https://www.bis.org/publications/aer-2025/next-generation-monetary-financial-system>)

[24]IMF, Departmental Papers December 4 2025, Understanding Stablecoins, 2026 年

(<https://www.imf.org/en/publications/sprolles/imf-departmental-papers>)

[25]FSB, 14 April 2020, Addressing the regulatory, supervisory and oversight challenges raised by “global stablecoin” arrangements:

Consultative document, 2026 年

(<https://www.fsb.org/2020/04/addressing-the-regulatory-supervisory-and-oversight-challenges-raised-by-global-stablecoin-arrangements-consultative-document/>)

[26]FATF Report, March 2026, Targeted Report on Stablecoins and Unhosted Wallets Peer-to-Peer Transactions, 2026 年

(<https://www.fatf-gafi.org/en/publications/Virtualassets/targeted-report-stablecoins-unhosted-wallets.html>)

[27]金融庁、「業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 [2026 年 3

月 17 日開催 (主要行等との意見交換
会)」、2026 年

([https://www.fsa.go.jp/common/ron
ten/202603/01.pdf](https://www.fsa.go.jp/common/ron
ten/202603/01.pdf))

[28]自由民主党 政務調査会 デジタル社会推
進本部 次世代 AI・オンチェーン金融構想 PT、
令和 8 年 5 月 19 日、「デジタル社会推進
本部 次世代 AI・オンチェーン金融構想 PT 提
言」、2026 年

([https://www.taira-
m.jp/%E6%AC%A1%E4%B8%96%E4
%BB%A3AI%E3%83%BB%E3%82%A
A%E3%83%B3%E3%83%81%E3%82
%A7%E3%83%BC%E3%83%B3%E9
%87%91%E8%9E%8D%E6%A7%8B
%E6%83%B3PT%E6%8F%90%E8%A
8%80.pdf](https://www.taira-
m.jp/%E6%AC%A1%E4%B8%96%E4
%BB%A3AI%E3%83%BB%E3%82%A
A%E3%83%B3%E3%83%81%E3%82
%A7%E3%83%BC%E3%83%B3%E9
%87%91%E8%9E%8D%E6%A7%8B
%E6%83%B3PT%E6%8F%90%E8%A
8%80.pdf))

野村アセットマネジメントからのお知らせ

■ ご注意

下記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、野村アセットマネジメントが運用するすべての公募投資信託のうち、投資家の皆様にご負担いただく、それぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をご覧ください。

■ 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価格が変動します。したがって投資家の皆様のご投資された金額を下回り損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をよくご覧ください。

■ 投資信託に係る費用について

以下の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

2026 年 10 月現在

ご購入時手数料 《上限 3.85%（税込み）》	投資家が投資信託のご購入のお申込みをする際に負担する費用です。販売会社が販売に係る費用として受け取ります。手数料率等については、投資信託の販売会社に確認する必要があります。 投資信託によっては、換金時（および償還時）に「ご換金時手数料」等がかかる場合もあります。
運用管理費用（信託報酬） 《上限 2.222%（税込み）》	投資家はその投資信託を保有する期間に応じてかかる費用です。委託会社は運用に対する報酬として、受託会社は信託財産の保管・管理の費用として、販売会社は収益分配金や償還金の取扱事務費用や運用報告書の発送費用等として、それぞれ按分して受け取ります。 * 一部のファンドについては、運用実績に応じて報酬が別途かかる場合があります。 * ファンド・オブ・ファンズの場合は、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等が別途かかります。
信託財産留保額 《上限 0.5%》	投資家が投資信託をご換金する際等に負担します。投資家の換金等によって信託財産内で発生するコストをその投資家自身が負担する趣旨で設けられています。
その他の費用	上記の他に、「組入価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料」、「ファンドに関する租税」、「監査費用」、「外国での資産の保管等に要する諸費用」等、保有する期間等に応じてご負担いただく費用があります。運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断下さい。

商 号：野村アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 373 号

加入協会：一般社団法人資産運用業協会／一般社団法人第二種金融商品取引業協会